

佐賀県労働委員会告示第一号

佐賀県労働委員会あつせん員の報酬並びに費用弁償の額に関する規程（昭和三十年佐賀県地方労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県労働委員会

会長 前 田 和 馬

第二条第一項中「九千五百円」を「一万八千二百円」に改める。

附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。